

農業を継承した

経営継承・発展等支援事業補助金（国・市）

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行する中、地域の経営資源の受け手として期待される担い手の高齢化が進行しています。そのため、担い手から経営を継承し、発展させるための取組みを支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保することを目的とします。

どのような事業内容？

経営を継承して要件を満たした場合、最大100万円を上限として補助

補助条件は？

- ・先代事業者は、中心経営体であった。
- ・経営発展計画を策定している。
- ・後継者の名義で確定申告等を行っている。
- ・青色申告者である。
- ・家族経営協定を締結している。（後継者が家族農業経営の場合）

手続はどうするの？

- (1) 担当課へ相談
- (2) 計画書の提出（公募期間内に限る）
- (3) 申請書の提出（採択された場合に限る）
- (4) 補助金の交付